



様式第2号（第6条、第7条、第9条、第10条関係）

一般廃棄物再生利用業指定証

阿南環管第207号
令和3年11月8日

住所 阿南市桑野町尾花117番地
(所在地)
氏名 有限会社 青藍
代表取締役 青木 裕之

阿南市長 表原立磨



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号・第2条の3第2号の規定により、
次のとおり再生利用業の指定をしたことを証する。

指定年月日		令和3年11月20日
指定番号		第9号
事業の範囲	事業の種別	再生活用、再生輸送
	取り扱う一般廃棄物の種類	剪定枝、伐採木、根株、流木類及び災害により発生又は自己解体した木くず類
再生利用の目的		破碎後、再生合板の原料、ボイラーオン設置の助燃料（チップ）として売却する。
指定期間		令和3年11月20日から令和5年11月19日まで
指定条件		裏面のとおり

- 注 1 一般廃棄物再生利用業の事業の範囲を変更しようとするときは、市長の承認を受けること。
 2 次に掲げる場合は、市長に届出すること。
 (1) 氏名又は住所、事業所の所在地等を変更したとき。
 (2) 一般廃棄物再生利用業の全部又は一部を廃止したとき。

指 定 条 件

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に適合すること。
2. 指定証は、呈示できるよう携帯すること。
3. 収集・運搬中においては、一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れないようにすること。
4. 暴力行為等により社会的信用を失墜し、又は経済的信頼を欠くに至ることが予測される場合は、指定を取り消す。
5. 指定車両は、下記のとおりとする。

指定車両自動車登録番号						
徳島 130	か	1155	徳島 100	か	2980	
徳島 100	さ	9864	徳島 100	あ	3109	
徳島 400	あ	868	徳島 130	あ	1711	
徳島 100	あ	1623	徳島 100	か	1472	
徳島 11	い	3161	徳島 11	け	937	
徳島 130	あ	1721	徳島 130	い	1712	
徳島 100	す	120	徳島 100	あ	3453	
徳島 130	き	1717	徳島 400	あ	913	
徳島 130	あ	1713	徳島 800	さ	9646	
徳島 100	あ	2403	徳島 100	か	3473	
徳島 800	さ	7673	徳島 100	か	3296	
徳島 130	い	1725	徳島 100	か	1489	
徳島 100	わ	364	徳島 100	か	3130	
徳島 100	す	2747	徳島 100	え	326	
徳島 400	わ	827	徳島 100	え	493	
徳島 100	あ	2853	徳島 130	あ	1715	
徳島 130	あ	1720	徳島 400	わ	643	
徳島 400	わ	527	徳島 130	い	1718	
徳島 100	か	2937	徳島 100	か	3663	
徳島 100	か	2960				